

鳥取型「新たな生活様式」に即した イベント等開催支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症予防に関して、**新たに必要となる経費、増額となる経費を支援します！**

～例えばこんな費用が支援の対象となります～

- 3密を避けるため、収容人数が500人の会場から1000人の会場に変更してイベント等を開催する際の会場使用料の増加する部分の費用。
- 屋内から屋外に会場を変更してイベント等を開催する際、新たに必要となる物(テント等)のレンタル費用。
- 参加人数を制限する代替策として、インターネット中継等による映像配信を行う費用。
- イベント等開催時の感染拡大防止に必要な衝立や透明シート、参加者の歩行経路や待機間隔等の表示を行う資材の費用。

補助対象	県民を対象に、一定の場所に多数の参加者・観客等を集める イベント、スポーツ大会、講演会及び研修会等 で、 新型コロナウイルス感染症予防に配慮する鳥取型「新たな生活様式」に即して県内で開催するもの。 <主な要件> <ul style="list-style-type: none">● 概ね50名以上の参加（視聴含む）が見込まれるもの。● 原則、参加費が無料又は1,000円以下であり、収益を目的としないもの。● 特定の地域（市町村）や地区の住民に限定したものでないもの。● 映像中継・映像配信を行う場合は、県民が無料で視聴可能であること。
補助対象者	イベント等の主催者 で次のいずれかの者 <ul style="list-style-type: none">① 県内に在住する個人② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体（地方公共団体を除く）③ 県内に本店（本社）を置く事業者（個人事業者を含む）
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催するために 新たに必要となる経費及び増額となる経費。
補助上限額・補助率	50万円（補助率：10／10）
補助対象期間	令和3年3月15日（月）まで ※交付申請期限は事業実施日の20日前まで ※令和2年7月31日までに実施する事業の交付申請期限は令和2年7月20日まで

お問い合わせ先
(申請先)

鳥取県地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課
住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)
電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8107
電子メール：chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

■ 補助対象経費の例

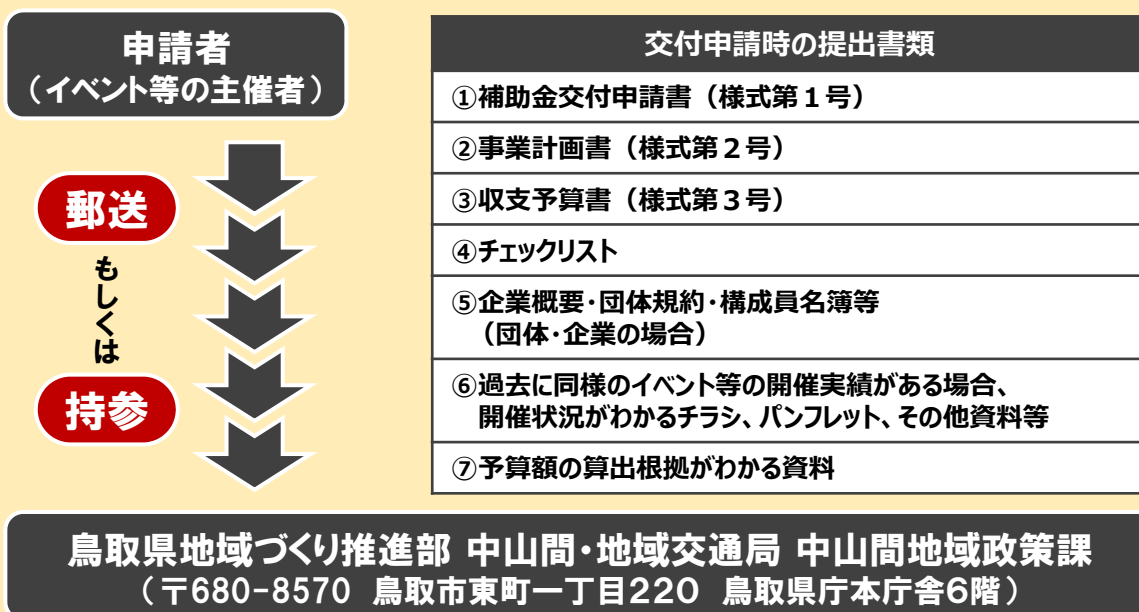
取組のパターン例	具体的な経費の例
①開催場所の変更等に生じる経費	●大規模な会場への変更に伴い増額となる会場借上料 ●屋内開催から屋外開催への変更に伴う日除けテント等の仮設に係る借上費用等
②参加者・観客の削減等への代替手法等に係る経費	●インターネット等を介した映像中継、映像配信等に要する機材借上費用、業務委託費用等
③参加者・観客等の開催会場での感染防止対策等に係る経費	●受付等に設置する消毒液や透明シート等に係る消耗品費等 ●参加者の歩行経路や間隔を開けた会場誘導等の表示に必要な資材の購入費等
④高齢者・障がい者等が安心して参加するために必要な経費	●参加する高齢者や障がい者の誘導に必要な介助者の増員配置等に要する費用等

次の経費は対象外です！（※詳しくは補助金交付要綱をご確認ください）

注意

- 個人が「新しい生活様式」を実践するための日用品（例：マスク）の購入費
- 新型コロナウイルス感染症予防策を講じる前の計画でも必要としていた費用（※新型コロナウイルス感染症予防策のために新たに発生・増額となる費用のみが対象）
- イベント等の主催者団体の運営に係る経常的な経費（家賃、賃金等）

■ 交付申請手続について



補助金交付要綱、申請様式等は、鳥取県(中山間地域政策課)のホームページ
 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/291809.htm>) からダウンロードできます。
 ご不明な点がございましたら、表面下部記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

